

大洲市農業委員会定例総会議事録

①	日 時	令和7年1月7日（火）午前10時00分～午前10時50分					
②	会 場	大洲市役所2階 大ホール					
③	出席委員						
1	池田幸二	2	吉岡きみ子	3	武田隆宏	4	藤田秀美
5	西岡輝治	6	須藤賢一	7	明後久利	8	森岡芳文
9	菊地正夫	10	幸野登吉	11	二宮康壽	12	川本由紀美
13	矢野正祥	14	一柳幸唯	15	平井城太郎	16	形山康浩
17	高岡利典	18	津國巳代子	19	池田雄一	20	森永茂史
21	橋本英司	22	都築孝壽	23	武内誠		
25	津田勇	26	田中賢寿	27	永沼寛	28	日野修次
29	大本昭裕	30	武知由美子	31	上満啓司	32	中本祐市
33	坂幹幸	34	跡部雅	35	堀内保宏	36	和氣繁輝
37	細井敏江	38	有友章治	39	請田竹男		
④	欠席委員	24	池浦萬里子				
⑤	遅刻委員						
⑥	事 務 局	井上事務局長		新次長		松田専門員（農政）	
		菊地係長（農地）		吉田書記			
⑦	農 林 振 興 課	竹田課長		後藤専門員			
⑧	会 議 の 内 容	議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について				
		議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について				
		議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について				
		議案第4号	農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について				
		議案第5号	非農地証明について				
		議案第6号	納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について				
		議案第7号	大洲市賃借料情報の提供について				
		議案第8号	農用地利用集積計画の決定について				

事務局（局長）	<p>只今から、令和7年第1回大洲市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、幸野会長にご挨拶をお願いいたします。</p>
会 長	（会長挨拶）
事務局（局長）	<p>只今から議案審議に移ります。会議規則第3条により幸野会長に議事進行をお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>これより本日の会議を開きます。</p> <p>出席委員は農業委員19名中18名、推進委員20名中20名で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告いたします。</p> <p>本日、24番 池浦萬里子委員より欠席の報告を受けております。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。</p> <p>まず、日程第1 議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員に、39番 請田竹男委員と1番 池田幸二委員を指名いたします。</p> <p>次に、日程第2 書記の指名を行います。</p> <p>本日の会議の書記に、事務局の吉田書記を指名いたします。</p> <p>それでは、日程第3 議案審議に入ります。</p> <p>まず、議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>1番は、肱川町予子林の畑3筆4、532㎡について、譲渡人が土地を管理することが難しくなったため知人である譲受人に宅地等とあわせて申請地を売却するものです。</p> <p>所有権移転後は、果樹を栽培する計画です。</p> <p>農業は、譲受人が年間を通して従事します。</p> <p>以上、1件のご審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議 長（会長）	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>
35番	<p>1番案件について、ご説明いたします。</p> <p>議案説明資料は2ページを参考にしてください。</p> <p>1番案件は、売買による所有権移転です。</p> <p>申請地は、予子林コミュニティセンターから北東へ約800mから1.2kmに点在する農地です。</p> <p>先月18日に事務局職員と現地確認を行いました。</p> <p>申請地は、雑草が繁茂しておりしばらくは耕作されていない状況でしたが、今後譲受人が整備を行い耕作管理していくとのことです。</p> <p>今回、申請地を取得するにあたって、譲受人より栗、スダチ、みかん等の栽培を始める旨の「新規営農計画書」が提出されております。</p> <p>譲受人は松山市に住んでいますが、元々申請地のある地区の出身とのことです。</p> <p>農機具については親戚や譲渡人から借りたり必要に応じて購入したり</p>

	<p>ながら、年間を通して農業に従事するとのことですので今後の耕作状況を見守っていくこととします。</p> <p>そのほかの調査結果については、議案説明資料に記載のとおりで農地法第3条第2項の第1号関係から第6号関係までの規定に該当する事項はありません。</p> <p>以上1件につきまして、ご審議のほど、よろしく申し上げます。</p>
議 長 (会長)	<p>地元委員からの報告がありました、何かご質疑はありませんか。</p>
委 員	<p>(質疑なし)</p>
議 長 (会長)	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可することにご異議ありませんか。</p>
委 員	<p>(異議なし)</p>
議 長 (会長)	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第2号『農地法第4条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (専門員兼農政係長)	<p>議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。</p> <p>議案書2ページ並びに議案説明資料の3ページから7ページをあわせてご覧ください。</p> <p>1番、上須戒の土地2筆です。</p> <p>申請者が栗を栽培していましたが、日照が悪いことや鳥獣被害が大きいため杉や桧を植林して山林として管理するものです。</p> <p>本案件のうち狭い方の農地につきましては、今年4月の第4回定例総会で農用地区域の除外についてご審議いただきました案件であり、農振法第12条公告がなされています。</p> <p>申請地は、別紙議案説明資料4ページの位置見取図において赤色の箇所となっており、大洲市内中心部から北西に約4.2kmのところの位置し、付近には公共施設等がなく、一定規模以上の農地の集団性がない生産性の低い農地であることから第2種農地と判断いたしました。</p> <p>一般基準の各審査項目につきましては、別紙議案説明資料3ページをご確認ください。</p> <p>なお、申請地には既に植林がされており違反転用として始末書が提出されています。</p> <p>以上、1件です。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長 (会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員さんより報告を受けたいと思います。</p> <p>1番。</p>
23番	<p>1番案件について、調査結果をご報告申し上げます。</p> <p>議案説明資料の3ページから7ページをご覧ください。本件申請地の</p>

うち、狭い土地につきましては、昨年の4月に開催されました第4回定例総会の議案第25号「農業振興地域整備計画の変更」におきまして、農地転用を前提とした農用地区域の除外を審議した案件となっております。調査結果は、第4回定例総会でご説明いたしましたとおり立地基準、一般基準においてどちらもその時の状況と変わっておりませんので、調査報告書記載のとおり問題ないものと思われま

す。もう一方の農地も12月23日に現地確認を行い、立地基準である第2号の「代替性要件」につきましては植林を目的とされており問題ないと考えます。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」につきましては、山間部の農地で耕作管理が難しく、植林をして管理することから問題ないものと思われま

す。また、「周辺農地等への影響」につきましては申請地は周囲を山林に囲まれており特に問題ないものと考えます。なお、既に当該土地は植林されており違反転用になっていることから始末書を提出頂いております。

よって、本件は、農地法第4条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えま

す。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議長（会長）

地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。

次に、議案第3号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局（次長）

議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」ご説明いたします。

議案書3ページ並びに議案説明資料8ページから15ページまでをあわせてご覧ください。

1番、北只の土地1筆295㎡の案件について、譲受人は建築及び土木工事等を行っている会社の役員であり、今回、会社の事業地が手狭で不便なため事業地の近くにある申請地を取得して、資材置場及び露天駐車場として会社に貸し付けようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から南に約1.1kmのところに位置し、300m以内に自動車専用道路、いわゆる大洲道路の出入口が存する区域内にある農地であることから第3種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準には適合しており一般基準についてご審議をお願いいたします。

なお、本申請地は、写真にありますように石材置場となっており、違反転用の状態となっております。譲渡人が平成26年に母親から相続す

る以前から石材置場として利用しており、いつからそのように使っていたかは不明とのことです。このことについては譲渡人から始末書が提出され、知らなかったとはいえ農地法違反であり申し訳ないとのことでもありますので追認許可についてご検討いただきますようご審議お願いいたします。

2番、長浜町上老松の土地1筆219㎡の案件について、譲受人は現在借家住まいで手狭で不便なため申請地を売買により取得し、借入れにより自己住宅を建築しようとするものです。

農地区分は、大洲市中心部から北北西に約10.9kmのところに位置し、JR伊予出石駅から300m以内にある農地であることから第3種農地と判断しています。

したがいまして、立地基準には適合しており一般基準についてご審議をお願いいたします

以上、2件です。ご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありました。まず、地元委員より報告を受けたいと思います。1番。

9番

1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の8ページから11ページを参考にしてください。

申請地は、9ページの位置図のとおり大洲市南久米コミュニティセンターから北北東へ約0.5kmに位置する農地になります。

まず、立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、写真にありますように申請地の一部が石材置場等になっており違反転用となっておりますが、許可あり次第自己資金により着工したいとのことであり、問題ないと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、10ページの地番地目図のとおり申請地に隣接する農地はありませんので特に問題ないものと思われま。

よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、また、違反転用に関しましては譲渡人より始末書が提出されていますので、追認許可はやむを得ないものと考えま。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長（会長）

2番。

28番

2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の12ページから15ページを参考にしてください。

申請地は、13ページの位置図のとおりJR伊予出石駅から西南西へ、約40mに位置する農地になります。

まず、立地基準については事務局説明のとおり第3種農地でありますので、問題ないものと思われま。

次に、一般基準である第3号の「転用の確実性」ですが、許可あり次第借入金により着工したいとのことであり、問題ないと思われま。

また、第4号の「周辺農地等への影響」ですが、14ページの地番地目図のとおり申請地に隣接する農地はありませんので特に問題ないものと思われま。

	<p>よって本件は、農地法第5条第2項の各号には該当しないため、許可相当であると考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長（会長）	<p>地元委員から報告がありました。何かご質疑はありませんか。</p>
委員	<p>（質疑なし）</p>
議長（会長）	<p>特にご質疑もないようですので、本案を申請のとおり許可相当として送付することにご異議ありませんか。</p>
委員	<p>（異議なし）</p>
議長（会長）	<p>ご異議ないものと認め、本案は申請のとおり許可相当として送付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第4号『農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人報告について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局（農地係長）	<p>議案第4号についてご説明いたします。</p> <p>当議案は、前年度の事業状況報告がありました農地所有適格法人について要件を満たしているかご審議をお願いするものです。</p> <p>要件については、前のスライドに表示していますので参考にしてください。</p> <p>議案書4ページから説明いたします。</p> <p>1番、農事組合法人たいよう農園。</p> <p>①「法人の組織」は、農事組合法人です。</p> <p>②「事業の限定」は、主にキャベツ、タマネギなど野菜の栽培とその加工・販売を行っています。生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上です。</p> <p>③「構成員の資格」は、構成員9名のうち6名が農業常時従事者です。また、有している議決権9,000口の過半数以上が農業関係者の議決権です。</p> <p>④「経営責任者の要件」は、執行役員3名全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しており問題ありません。</p> <p>次に、議案書5ページをご覧ください。</p> <p>2番、株式会社誠実村。</p> <p>①「法人の組織」は、株式会社です。</p> <p>②「事業の限定」は、主にサトイモ、コンニャク芋の栽培とあわせて加工品の製造、販売を行っています。生産する農畜産物及びその関連する事業等の過半以上が農業による売上となっています。</p> <p>③「構成員の資格」は、構成員6名全員が農業常時従事者です。また、有している議決権20口全てが農業関係者の議決権です。</p> <p>④「経営責任者の要件」執行役員3名全員が農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しており問題ありません。</p> <p>次に、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>3番、有限会社いのうえ果樹園。</p> <p>①「法人の組織」は、特例有限会社で、株式会社に含まれます。</p> <p>②「事業の限定」は、主に果樹を栽培し、あわせて加工品の販売を行</p>

っています。生産する農畜産物及びその関連する事業等のすべてが農業による売上です。

③「構成員の資格」は、構成員2名全員が農業常時従事者です。また、有している議決権60口全てが農業関係者の議決権です。

④「経営責任者の要件」は、執行役員2名がともに農業常時従事者であり、かつ年間60日以上農作業に従事しています。

以上、3件の報告書等を確認しましたところ、議案書に記載のとおり農地所有適格法人の要件を備えているものと思われま。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

議 長（会長） 只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委 員 （質疑なし）

議 長（会長） 特にご質疑もないようですので、報告書の内容については承認することにご異議ありませんか。

委 員 （異議なし）

議 長（会長） ご異議ないものと認め、報告書については承認することに決定いたしました。

次に、議案第5号『非農地証明について』を議題といたします。

この議案の中には、〇〇〇〇委員に関する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条により〇〇〇〇委員の退席を求めます。

事務局の説明を求めます。

事務局（専門員兼農政係長） 議案第5号「非農地証明について」ご説明いたします。

議案書7ページ及び8ページ並びに議案説明資料16ページから34ページまでを、あわせてご覧ください。

1番、阿蔵の土地1筆353㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し復旧が著しく困難ということで申請があったものです。

申し出によりますと、申請地は傾斜があり農業用機械が入らず、平成2年以前から20年以上耕作管理していないため自然潰廃して竹等が生えており、現在は農地として復旧することが著しく困難となったとのことです。

2番、阿蔵の土地1筆115㎡の案件は、転用（植林に限る：20年以上経過）し復旧が著しく困難ということで申請があったものです。

申し出によりますと、申請地は祖父が50年以上前に杉を植林しており、現在は農地へ復旧することが著しく困難となったとのことです。

3番、菅田町宇津の土地1筆340㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し復旧が著しく困難ということで申請があったものです。

申し出によりますと、申請地は昭和19年に家督相続により取得した農地であり、杉や桧の山林に囲まれた条件不利地だったため家督相続以後70年以上耕作管理していなかったことから、自然潰廃して雑木が生い茂って山林化しており、現在は農地へ復旧することが著しく困難となったとのことです。

4番、肱川町宇和川の土地3筆合計915㎡の案件は、自然潰廃（20年以上耕作放棄）し復旧が著しく困難ということで申請があったもの

です。

申し出によりますと、申請地のうち現況が原野の農地については斜面にある農地で生産性が低く20年以上耕作管理をしておらず、また、現況が山林の農地については周囲を山林で囲まれている斜面にある農地で父から相続したときには既に雑木が繁茂しており、各農地について現在は農地として復旧することが著しく困難となったとのことことです。

5番、肱川町山鳥坂の土地8筆合計4,382㎡の案件は、自然潰廃(20年以上耕作放棄)し復旧が著しく困難ということで申請があったものです。

申し出によりますと、申請地は山鳥坂ダム建設に伴う移転や工事のため耕作が困難となり、耕作放棄してから20年以上経過し、現在は農地へ復旧することが著しく困難となったとのことことです。

以上、5件です。ご審議のほど、お願いいたします。

議長(会長)

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

1番。

1番

1番及び2番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の16ページから23ページを参考にしてください。

まず、1番案件についてご報告します。

申請地は、17ページの位置見取図のとおり八幡宮から西へ約350mに位置する農地になります。

昨年12月19日に事務局担当者と現地確認を行いました。

申請者の申立て及び現地調査による土地の荒廃状況から、耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

次に、2番案件についてご報告します。

申請地は、21ページの位置見取図のとおり八幡宮から北へ約1.2kmに位置する農地になります。

1番案件と同様に、昨年12月19日に事務局担当者と現地確認を行いました。

申請者の申立て及び現地調査による樹木の生育状況から、少なくとも植林後20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われます。

よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議長(会長)

3番。

12番

3番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の24ページから26ページを参考にしてください。

申請地は、25ページの位置見取図のとおり天貢集会所から北東に約760mのところに位置する農地になります。

昨年12月23日に事務局担当者と現地確認を行いました。

申請者の申立て及び現地調査による土地の荒廃状況から、耕作放棄か

	<p>ら20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われます。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長（会長）	4番。
33番	<p>4番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の27ページから30ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、28ページの位置見取図のとおり小薮温泉から約180mから900mまでの範囲に位置する農地になります。</p> <p>昨年12月23日に事務局担当者と現地確認を行いました。</p> <p>申請者の申立て及び現地調査による土地の荒廃状況から、耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われます。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長（会長）	5番。
事務局（専門員兼農政係長）	<p>5番案件につきましては、〇〇〇〇委員に調査していただいています。が、退席しているため事務局が代読させていただきます。</p> <p>それでは、5番案件の調査結果をご報告いたします。</p> <p>議案説明資料の31ページから34ページを参考にしてください。</p> <p>申請地は、32ページの位置見取図のとおり岩谷コミュニティセンターから約550mから660mまでの範囲に位置する農地になります。</p> <p>昨年12月23日に事務局担当者と現地確認を行いました。</p> <p>申請者の申立、現地調査による樹木の生育状況や土地の荒廃状況などから、少なくとも耕作放棄から20年以上経過しているものと推察することができ、また、登記地目が田の農地で広いものについては杉等が植林されており、植林から20年以上経過しているものと推察することができ、現場の状況から農地への復旧には開墾と同程度の労力が必要であると考えられることから復旧は著しく困難と思われます。</p> <p>よって本件は、非農地と判断して差し支えないと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。</p>
議 長（会長）	地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。
委 員	（質疑なし）
議 長（会長）	特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については非農地と判断し証明書を交付することにご異議ありませんか。
委 員	（異議なし）
議 長（会長）	ご異議ないものと認め、この証明願にかかる土地については非農地と判断し証明書を交付することに決定いたしました。

事務局（専門員兼
農政係長）

それでは、〇〇〇〇委員の入場を許可します。
次に、議案第6号『納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明について』を議題といたします。
事務局の説明を求めます。

議案第6号「納税猶予に係る引き続き農業を行っている旨の証明について」ご説明します。

議案書は9ページを、議案説明資料は35ページをご覧ください。
租税特別措置法第70条の4第1項又は第70条の6第1項の規定に基づき、贈与税又は相続税の納税猶予の適用の特例を受けている者が、その特例の適用を継続して受けるために3年ごとに税務署に納税猶予の継続届出書を提出する必要がある、その添付書類として農業を引き続き行っている旨の農業委員会の証明書を提出する必要があります。
この議案は、申請者が引き続き農業経営を行っていることを証明することについて、ご審議いただくものです。

1番は、若宮の申請人です。

申請農地は、若宮及び東大洲にあります12筆で計8,148㎡になります。

納税猶予の種類は相続税となっており、相続日は平成27年3月16日となっています。

対象の農地につきましては、全て耕作管理されていました。

以上、1件です。ご審議よろしくお願いたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、まず、地元委員より報告を受けたいと思います。

1番。

2番

1番案件の調査結果をご報告いたします。

議案説明資料の35ページを参考にしてください。

申請地は、35ページの位置見取図のとおり大洲市総合福祉センターを中心として約370mから1.1kmまでの範囲内に点在する農地12筆になります。

申請人は、施設野菜や稲作をしております。

12月23日に事務局担当者と現地確認を行い、対象農地は稲刈りをされた後の田やビニールハウスでしたが、農業を行っていることは確認できました。申出によると、キュウリなどの施設野菜や米を栽培されているようです。

対象農地を利用し農業経営を行っていることから、この証明書の交付については問題ないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いたします。

議長（会長）

地元委員から報告がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、この証明願の土地については引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することにご異議ありませんか。

委員	(異議なし)
議長(会長)	<p>ご異議ないものと認め、この証明願いの土地について引き続き農業経営を行っている旨の証明書を交付することに決定いたしました。</p> <p>次に、議案第7号『大洲市賃借料情報の提供について』を議題といたします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局(農地係長)	<p>議案第7号「大洲市賃借料情報の提供について」ご説明します。</p> <p>議案書10ページをご覧ください。</p> <p>当議案は、令和5年1月から令和6年12月までに締結された農地の賃貸借における賃借料水準の動向について情報を提供するものです。</p> <p>田の部、大洲市全域の10a当たりの平均額は令和5年が8,600円、令和6年が9,300円です。</p> <p>畑の部、大洲市全域の10a当たりの平均額は令和5年が9,200円、令和6年が9,400円です。</p> <p>地域ごとの平均額等は議案書に記載のとおりです。</p> <p>本日も承認をいただきましたら、後日、市庁舎前の掲示板、農業委員会だより、市公式ホームページなどで公表することとしています。</p> <p>以上、ご審議のほど、よろしく願います。</p>
議長(会長)	<p>只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。</p>
委員	(質疑なし)
議長(会長)	<p>特にご質疑もないようですので、この件につきましては農地法第52条の規定により大洲市ホームページなどによって情報を提供することいたします。</p> <p>次に、議案第8号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。</p> <p>本件につきましては、〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員に関する事項が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員の退席を求めます。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局(農地係長)	<p>議案書11ページをご覧ください。</p> <p>まず、利用権設定について新規の案件のみをご説明します。</p> <p>1番から3番までは利用権の設定を受ける者が同一です。野菜を栽培するため賃借権を10年間設定します。</p> <p>次に、4番は11ページから12ページにかけての3筆になります。水稻・麦を栽培するため賃借権を10年間設定するものです。</p> <p>次に、12ページの5番から13ページの9番までは利用権の設定を受ける者が同一です。</p> <p>5番は、水稻・麦を栽培するため賃借権を5年間設定します。</p> <p>6番は、水稻を栽培するため賃借権を5年間設定します。</p> <p>7番は、水稻・麦を栽培するため賃借権を3年間設定します。</p> <p>8番と9番は、水稻を栽培するため賃借権を5年間設定します。</p> <p>次に、14ページに移ります。</p> <p>11番と12番は農地中間管理事業を使った貸し借りです。11番に</p>

記載している地権者が「えひめ農林漁業振興機構」を通して、12番に記載している担い手に貸し付けるものです。内容は全て野菜を栽培するため賃借権を1年間設定します。

次に、15ページに移ります。

13番は、水稻を栽培するため使用賃借権を5年間設定します。

14番は、野菜を栽培するため賃借権を5年間設定します。

その他は再設定の案件ですので後ほどご確認をお願いいたします。

今回の概要は利用権設定の件・筆数が14件・24筆、総面積は20,055㎡です。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

次に、議案書の16ページをご覧ください。

所有権移転の案件についてご説明いたします。

1番から3番は、利用権の設定を受ける者が同一の案件です。

全て東大洲の田について、所有権の移転を受ける者が経営規模の拡大を図るため、売買により農地を取得しようとするものです。面積は、1番が1,900㎡、2番が1,046㎡、3番も同じく1,046㎡の農地です。

利用目的は水稻です。

以上、所有権移転の件・筆数は1件・1筆、総面積は3,992㎡です。

いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

議長（会長）

只今、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はありませんか。

委員

（質疑なし）

議長（会長）

特にご質疑もないようですので、本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

委員

（異議なし）

議長（会長）

ご異議ないものと認め、本案は原案のとおり決定することにいたします。

それでは〇〇〇〇委員と〇〇〇〇委員の入場を許可します。

以上で、本日の定例総会に提案しました議案のすべての審議が終了いたしましたので議事を閉じることにいたします。